

## 指導行政のポイント

### “国歌斉唱不起立事件”判決を読む

菱村 幸彦

国歌斉唱時の不起立をめぐる判決はたびたび出ており、どれがどの事件かわからなくなるほどだが、東京地裁でまた1つ判決が出た。

#### 憲法論では都教委が全面勝訴

それは、こんな事件である。

平成15年の卒業式・入学式で国歌斉唱時に起立せず、懲戒処分を受けた都立高校の元教職員13人は、定年退職後に非常勤として再雇用を希望したが不採用となった。元教職員らは、再雇用拒否は違憲・違法であるとして、都に総計7270万円余の賠償を求めた。東京地裁は、2月7日、「再雇用を不合格としたのは裁量を逸脱・濫用したもの」と判示し、1年分の賃金相当額(1人当たり210万円余)の賠償を命じた。

本判決は、東京都に損害賠償を命じたというので、マスメディアでは、原告が完勝したかのように報道されたが、判決の内容を読むと、最大の争点である国歌斉唱時の起立命令の適否については、都教委の主張を全面的に容認しており、憲法論では当局側の完勝となっている。

判決の要旨を紹介すると、こうなっている。

(1) 国歌斉唱時に起立・斉唱を求めた本件職務命令は、特定の思想を強制したり、禁止したり、告白を強要するものでなく、生徒に対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものではないから、思想・良心の自由の侵害とはならない。

(2) 原告らは都立高校の教職員であり、法令や上司の命令に従わねばならない立場にある。国歌斉唱時に起立し斉唱することは学習指導要領の趣旨にかなうものであり、本件職務命令は、合理性、必要性が認められ、思想・良心の自由を制約するものとはいえない。

(3) 教育委員会は、管理権に基づき、具体的な

命令を発することができるので、都教委が都立高校の卒業式に関する実施方針を出すことは、旧教育基本法10条の「不当な支配」に当たらない。

(4) 再雇用を不合格としたのは、従来の再雇用制度の判断と大きく異なり、本件職務命令を過大視する一方、勤務成績に関する他の事情を考慮した形跡がなく、客観的合理性や社会的相当性を欠くもので、裁量を逸脱・濫用したものである。

#### ピアノ伴奏事件最高裁判決を踏襲

上記(1)から(3)までの憲法論・法律論は、ピアノ伴奏拒否事件の最高裁判決(平成19年2月27日)をそのまま踏襲している。国歌斉唱時に起立・斉唱を求める職務命令が適法であることについては、判例上定着したとみていいようだ。

本判決の唯一の問題点は、上記(4)の不起立教職員の再雇用の不合格決定を違法と判断していることだが、実は同じ東京地裁の別の裁判長は、これと同類の事案について本判決とはまったく逆の判断を示している。

すなわち、昨年6月20日、東京地裁は、別件の国歌斉唱時の不起立教職員の再雇用不合格決定について、「職務命令に反してされた不起立行為をもって勤務成績の良好性に欠けると判断したことは不合理であるということとはできない」として再雇用不合格決定を適法と判断している。したがって、この点についても控訴審で覆る可能性は高い。

それはともかくとして、卒業式等における国歌斉唱時の起立命令が教職員の思想・良心の自由の侵害にならないことについては、これで決着がついた。「君が代」拒否論者は、なんとも不毛で無益な争いを長年続けてきたものだと思う。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習リサーチ情報研究センター理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中！●教基法、関連3法等改正に即応して大改訂 菱村幸彦【著】B6判 400頁・定価3,150円

## 新訂第4版出来！『やさしい教育法規の読み方』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)